

保健福祉センター設置後の所管業務の変更及び新組織における各係の所管業務の概要

現行組織	保健福祉センター設置後
福祉部	保健福祉センター
福祉介護課	健康福祉部
福祉担当	健康長寿推進課
介護保険担当	地域支援担当：複合する支援課題への対応について、各窓口を統括するとともに、民生児童委員会、保健協議会等の各種団体対応を行う。また、他の担当に属さない事務や、保健福祉センター全体の庶務機能を担う。
	健康長寿推進担当：健康長寿の推進を図るため、ネットワークの構築を担うとともに、アウトリーチ事業に従事する。併せて、がん対策や高齢者虐待等の高齢者に対する個別支援の業務を所管する。
	高齢・介護担当：平成29年度から実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を含めた、介護保険及び家族介護用品の給付などの高齢者福祉事務に関する業務を所管する。
支援課	障害保健福祉課
支援第1担当	障害・難病担当：障害（身体、知的、精神）に難病も含め、かつ障害児と障害者との切れ目のない支援に関する業務を所管する。
支援第2担当	
保護課	生活福祉課
	管理担当：生活保護事務や夏季歳末貸付事業、戦没者遺族援護に関する業務を所管する。
	保護担当：生活保護の実施や生活困窮者窓口等の業務を所管する。
保険年金課	保険年金課
	平成30年度に国民健康保険の制度改正が予定されているため、同改正に併せて整理を行う。
保健部	
健康づくり推進課	子どもはぐくみ室
管理担当	子育て支援担当：子育てに関する医療費助成・手当の事務及び母子父子寡婦福祉貸付金などのひとり親家庭支援に関する事務並びに保育に関する業務を所管する。
成人保健・医療担当	子育て相談担当：母子保健及び児童虐待等のハイリスク支援を担うとともに、子ども支援センター等の地域支援に関する業務を所管する。
母子・精神保健担当	
衛生課	医療衛生窓口（保健福祉局直轄）
生活衛生担当	・医療担当：結核対策や肝炎治療の医療費助成、被爆者や石綿対策相談に関する業務を所管する。
食品衛生担当	・衛生担当：生活衛生、食品、動物愛護に係る相談・苦情対応及び緊急時の監視並びに、住所変更、更新などの簡易な申請・届出の受付業務を所管する。

※組織名称については現時点の案であり、今後調整等の可能性があります。